第９回那珂川町農業委員会総会議事録

開催日時　　令和８年９月１８日（金）１５時００分から１６時００分

開催場所　　那珂川町役場　２０１・２０２・２０３会議室

出席委員

農業委員（１７名）				農地利用最適化推進委員（１８名）			
１番		２番	小林　一恵	馬　頭	鈴木　一夫	健　武	佐　藤　保
３番	益子　順一	４番	岡　寿　実	矢　又	菊池　政広	和　見	
５番	深澤　弘子	６番	益子　稔	小　口	藤　田　保	北向田	大森　秀一
７番		８番	船山　伸一	久那瀬	岡　浩　幸	松野・富山	
９番	船見　和哉	10 番	小髙　辰也	盛　泉	大金　安男	谷　川	
11 番	髙　野　寛	12 番	穴山　正一	大内・大那地	川和　義夫	大山田下郷	渡邊　久雄
13 番	川上　早春	14 番	佐々木文子	大山田上郷	岡　﨑　俊	小　砂	笹沼　則男
15 番	星　フミ子	16 番	佐藤　次男	1区・2区・3区		1区・2区・3区	深澤　一郎
17 番	西宮　一美	18 番	益子　波子	4区・5区	橋本　征雄	6区・9区	
19 番	磯部　正美			6区・7区	鈴　木　勲	８区	佐竹　賢一
				9区・10区	郡司　公平	１１区	髙村　安英
				１２区		１３区	
				１４区	板山　勝則		

欠席委員　　※農業委員のみ記載

農業委員			
１番	滝童内政可	７番	谷田　知教

議事日程

日程第１　　会期の決定
日程第２　　議事録署名委員の指名
日程第３　　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可について
日程第４　　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
日程第５　　議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
追加日程第１　追加議案第１号　那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業委員会事務局職員

事務局長　　星　　善浩
係　長　　小幡　優子
主　事　　小山田　真梨子

会議の概要

那珂川町農業委員会総会規則第５条に基づき会長が議長となる

議　　長	只今より、令和８年　第９回総会に入ります。 出席委員は、17 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日、１番 滝童内政可委員、７番谷田知教委員から欠席する旨の連絡があったので、ご報告いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 今回の付議事件及び順序につきましては配布したとおりでありますので、ご覧願います。 日程第１　会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日１日でよろしいでしょうか。
各 委 員	【異議なし】
議　　長	異議なしと認めます。よって、本総会は本日１日と決定いたします。 日程第２　議事録署名委員の指名を議題といたします。 総会規則第 19 条第２項の規定による、議事録署名委員については、議長が指名することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議　　長	異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員に２番 小林一恵 委員、３番 益子順一 委員を指名いたします。 日程第３　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事 務 局 （小 幡）	【議案朗読】
議　　長	議案の朗読が終わりました。 申請１ 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、16 番 佐藤次男 委員と、川和義夫 推進委員です。 16 番 佐藤次男委員から調査の報告を求めます。
16 番 佐藤委員	農地法第３条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、９月 13 日に川和推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。申請の事由は、譲渡人は年に３，４回草刈りのために通っていましたが、高齢となり譲渡を考えていたところ、隣接する農地を所有する譲受人に引き受けていただけることになり贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転です。

耕作面積は自作地 11,501 ㎡、申請地面積 2,721.30 ㎡を合わせると、合計 14,222.30 ㎡になります。作付予定面積は水稲 8,022 ㎡、野菜 6,200.30 ㎡、野菜は主に自家用野菜を作付けする予定です。
農機具の所有状況は、トラクター１台、運搬車１台です。
申請人の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が 150 日、農作業歴が 40 年です。申請人の家から申請地までの距離は約 500ｍで、徒歩で５分程です。
申請地は現在作付けされておりませんが、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第３条第２項の要件を全て備えております。
以上報告いたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　調査員の報告が終わりました。
川和義夫 推進委員から意見はありませか。

川和
推進委員　　特にありません。

議　　長　　事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長　　特にありません。

議　　長　　それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員　　【質問なし】

議　　長　　意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請１の贈与による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。

各 委 員　　【異議なし】

議　　長　　異議なしと認めます。よって申請１につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。
佐藤次男委員ご苦労さまでした。
申請２ 売買による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。
調査員は、14 番 佐々木文子 委員と、深澤一郎 推進委員です。
14 番 佐々木文子 委員から調査の報告を求めます。

１４番　　農地法第３条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、９月 16 日に深澤

佐々木委員	推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。申請の事由は、譲受人の店舗の隣に譲渡人の空き家があり、解体され更地になったところを宅地として購入する際、その前にあった田も一緒に購入することになったそうです。 権利を移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で売買価格は 10ａあたり 10 万円です。今回、農地を持つことは初めてで農機具は草刈りだけということです。以前から、家庭菜園には興味があったので、家族で力を合わせて野菜作りを行うということです。農業経験はありませんが、農家の知人に指導を受けて野菜を作ると言っていました。地目は田ですが、畑として使用するとのことです。 以上報告いたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	調査員の報告が終わりました。 深澤一郎 推進委員から意見はありませか。
深澤 推進委員	特にありません。
議　　長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	特にありません。
議　　長	それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議　　長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請２の売買による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議　　長	異議なしと認めます。よって申請２につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。 佐々木文子 委員ご苦労さまでした。 日程第４　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。

事 務 局 （小 幡）	【議案朗読】
議　　長	議案の朗読が終わりました。 申請１　売買による芝養成地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、５番 深澤弘子 委員、11 番 髙野寛 委員、13 番 川上早春 委員と、大金安男 推進委員です。13 番 川上早春 委員から調査の報告を求めます。
１３番 川上委員	農地法第５条第１項の規定による許可申請書が提出されましたので、９月 16 日に髙野委員、深澤委員、大金推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 転用目的は、売買により申請地を取得し芝養成地として利用するものです。 転用行為の必要性は、近年、夏季の猛暑により芝焼けや根枯れ等の被害が増加しており、迅速な補修対応が必要な状況になっているため、また、従来ナセリとして使用していた場所が洋芝の育成に適さなくなったため、新たに芝育成地の確保が必要となりました。 権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由ですが、申請地は東側および南側がゴルフ場敷地内の森林に囲まれ、適度な日照と湿度を確保できるため、ナセリ芝の育成に適した環境にあります。また、本計画地はゴルフ場に隣接し、一体的な管理が可能であり、場内からの調整池を活用した安定的な散水が見込まれることから選定いたしました。 土地利用および資金計画ですが、ナセリ芝育成地が 904 ㎡、作業車２台と資材置き場 90 ㎡が砂利敷きとなっております。用地取得費が 11 万 5801 円、洋芝種子購入費が 10 万円、計 21 万 5801 円となっております。なお、自己資金 21 万 5801 円、足利銀行馬頭支店の残高証明書が添付されております。 周辺農地への被害防除対策ですが、申請地の東側は雑種地、西側は水路を挟んで田、南側は水路を挟んで山林、北側は雑種地および道路となっています。造成、盛土、切土は行わず、現況地盤のまま利用します。雨水は敷地内で自然浸透させるため、土砂および濁水の流出はありません。また建築物も設置しないため周辺への影響はありません。 申請地については、土地改良区水利組合等との関係はなく、同意書または許可書の提出が不要であることを土地所有者に確認済みです。令和８年８月３日なす風土記の丘資料館の金子氏に確認したところ、埋蔵文化財包蔵地に該当しないとの回答も得ています。 以上報告を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	調査委員の報告が終わりました。 大金安男 推進委員から意見はありませんか。
大金 推進委員	特にありません。
議　　長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、土地改良法第２条第２項に規定する農地で、農地区分は第１種農地です。原則として許可できませんが、不許可の例外規定である、「既存の施設の拡張」に該当して

いるため、転用が可能となります。「既存の施設の拡張」とは、既存施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設の面積の２分の１を超えない面積の転用です。
なお、当該地は農振農用地でしたが、申請者の農業振興地域整備計画変更申出により、令和８年７月 21 日に計画から除外されました。以上です。

議　　長　事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員　【質問なし】

議　　長　意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請１　売買による、芝養成地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員　【異議なし】

議　　長　異議なしと認めます。よって申請１につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
川上早春 委員、ご苦労様でした。
申請２ 地上権の設定での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。
調査員は、５番 深澤弘子 委員、11 番 髙野寛 委員、13 番 川上早春 委員と、橋本征雄 推進委員です。５番 深澤弘子 委員から調査の報告を求めます。

５番
深澤委員　農地法第５条第１項の規定による許可申請書が提出されましたので、９月 16 日に髙野委員、川上委員、橋本推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。
申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。
転用目的は、地上権により申請地を借り受けし、太陽光発電設備を設置するものです。
転用行為の必要性は、譲受人は再生可能エネルギーを活用した発電事業を生業として、電力供給に対する貢献のため、太陽光設置と売電事業を行っています。電力需給への対応や、地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーを活用した発電設備の整備が求められ、本事業では非ＦＩＴの太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギー由来の電力を送電線を介して全量売電するために農地の転用を行うものです。
申請地および隣接地の状況とは、申請地は田です。北側は道と水路を挟んで宅地と田、東側は田、南側は道路、西側は道を挟んで宅地です。
権利を設定移転しようとする契約の内容は、地上権の設定で許可の日から 31 年間です。
土地の選定理由は、那珂川町は日当たりが良好で災害が少なく、地勢が安定しており、造成工事が最小限であり、環境への影響も最小限に抑えられること。また、既存の送電設備への接続が可能な立地で、送電ロスが少なく効率的な運用が可能であるためです。
土地利用計画は、事業区域面積は 852 ㎡、太陽光パネル 140 枚、パワーコンディショナ

	ー10 台、架台の高さ 2.05m、南西方向に傾斜 15°、架台同士の間隔が 2.7m、フェンスは高さ 1.2mを外周に沿って 140m境界より内側 60ｃｍに設置します。駐車スペースとメンテナンススペースについては、那珂川釣荘に駐車をするとのことで、地権者の承諾は得ています。 資金計画、設置費 805 万 1400 円、付属工事費 230 万 400 円、土地造成費 34 万 4333 円、経費 25 万 3000 円、電力負担金 55 万 2867 円、初年度地上権地代として 10 万円、税込で 1275 万 2200 円です。撤去処分費用については、事業開始 10 年目以降に年平均 5 万 6900 円を 10 年間積み立て 56 万 9000 円確保します。自己資金で、りそな銀行上野支店の残高証明書が添付されています。 周辺農地への病害防除対策、雨水は敷地内自然浸透、土砂流出対策は、申請地は周辺より低いので土砂流出の恐れはありません。日照通風は、周辺農地に影響を与える設備や造成を行いません。年１回の精密点検と、年２回の除草を行います。 他法令等については確認済みです。 申請書と事実の相違はありませんでした。 以上で報告を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　　長	調査委員の報告が終わりました。 橋本征雄 推進委員から意見はありませんか。
橋本 推進委員	特にありません。
議　　長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がりは約 1.3 ヘクタールです。農地区分は第２種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議　　長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。 はい、益子委員。
３番 益子委員	廃棄費用は 56 万程ということで、制度的に売電額の何%か等あると思いますがクリアしていますか。
事務局長	計算式に従ってこの数値が出ていまして、大丈夫だということです。
３番 益子委員	売電価格の何%×10 年の積み立てだと思いますが、これまで 100 万円前後が多かったため、56 万ぐらいだと不安だと思いまして、申し訳ありません。

事務局長　詳細については確認しておきます。

議　　長　その他はございませんか。
意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請２　地上権の設定での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員　【異議なし】

議　　長　異議なしと認めます。よって申請２につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
深澤弘子 委員、ご苦労様でした。
申請３ 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請、及び申請４売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、関連がありますので一括上程いたします。
調査員は、５番 深澤弘子 委員、11 番 髙野寛 委員、13 番 川上早春 委員と、鈴木一夫 推進委員です。11 番 髙野寛 委員 から調査の報告を求めます。

１１番
髙野委員　まず、３番につきまして農地法第５条第１項の規定による許可申請書が提出されましたので、９月 16 日に深澤委員、川上委員、鈴木推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。
申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。
転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。
転用行為の必要性は、環境に優しく、ＣＯ２排出の削減、地球温暖化防止に寄与する太陽光発電ビジネスを事業として、今後も建物の屋根や遊休農地、耕作放棄地等の有効活用をして電力の安定供給に寄与します。また、発電した電力は、株式会社東急パワーサプライに全量売電いたします。
申請地および隣接地の状況ですが、地目は畑で長年作付けは行われておらず、耕作放棄地となっておりました。隣接地の状況は、東側が道路を挟んで畑、西側は水路を挟んで学校用地、南側と北側は雑種地になっております。
権利を設定移転しようとする契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。
土地の選定理由、申請地は自然災害が少なく、十分な日照量を確保でき、これまで設置実績があり、事業地が近隣にあることから設備の維持管理を効率的に行うことができるため、事業地対象地として選定いたしました。
土地利用計画、太陽光パネル 180 枚、パワーコンディショナー10 台、システム容量 112.5ｋW です。周辺には高さ 1.5m長さ 210mのフェンスを設置し、切土盛土は行いません。
資金計画、土地購入費 60 万円、システム一式 1148 万 9500 円、整地工事費 60 万 5000 円、工事負担金 61 万 9553 円、合計 1331 万 4053 円、資金調達につきましては全て自己資金でりそな銀行の残高証明が添付されておりました。
周辺農地への被害防止対策、取水排水方法について取水はなく、雨水は敷地内自然浸透です。土砂流出対策、切土盛土は行いませんが、北西方向に傾斜しているため北側の雑種地との境界に土側溝を設置いたします。

日照通風の影響、設備の高さは 2.4m、フェンスの高さは 1.5mであり、周辺への日照通風の影響はありません。
除草対策は、年に２回草刈りを行います。
その他として、撤去処分費用については、月 5157 円、20 年間で合計 123 万 7500 円を積み立てします。
他法令の状況ですが令和８年５月 22 日付で、東京電力の託送供給の承諾を得ております。埋蔵文化財の包蔵地にあたるため、文化財保護法 93 条第 1 項の届け出を提出予定です。西側水路の通行、横断については、那珂川町建設課に許可申請を提出予定です。
その他としましては、申請書との事実の相違はありませんでした。
続きまして申請番号４についてご説明いたします。
申請人の住所、氏名、申請地につきましては議事日程に記載の通りです。
転用目的、転用行為の必要性については先ほど説明した申請番号３番と同じなので省略いたします。
申請地および隣接地の状況ですが、地目は田で草刈り等の管理はしておりますが、やはり耕作放棄地となっておりました。隣接地の状況は、東側は水路を挟んで山林、西側は道路、南側と北側は田になっております。
権利を設定移転しようとする契約の内容ですが、売買による所有権移転で許可の日から永久です。
土地の選定理由としましては、これも先ほどと同じになります。
土地の利用計画は、太陽光パネル 180 枚、パワーコンディショナー10 台、システム容量 112.5ｋW です。周辺には高さ 1.5m、長さ 148mのフェンスを設置し、切土盛土は行いません。
資金計画、土地購入費 60 万円、システム一式 1148 万 9500 円、整地工事費 60 万 5000 円、工事負担金 87 万 1832 円、合計で 1356 万 6332 円です。資金調達につきましては、全て自己資金で、りそな銀行の残高証明が添付されております。
周辺農地への被害防止対策としましては、出水排水方法の取水はなく、雨水は敷地内自然浸透です。土砂流出防止対策は、切土盛土は行わず、申請地は周辺農地よりも低い土地のため、土砂流出の心配はありません。
日照通風の影響は、施設の高さは 2.4mフェンスの高さは 1.5mであり、周辺への日照通風の影響はありません。
除草対策は、年に２回草刈りを行います。
その他としまして、撤去費用につきましては、月 5157 円を 20 年間積み立て、合計 123 万 7500 円を用意します。
事業地内に車両スペースを設置しない計画のため、メンテナンス時は譲渡人所有地を駐車場スペースとして使用します。了解は得ております。
他法令の状況等ですが 2026 年７月９日付で、東京電力の託送供給の承諾を得ております。埋蔵文化財の包蔵地には該当ありません。
申請書と事実の相違はありませんでした。
以上で報告を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　調査委員の報告が終わりました。
申請３について、鈴木一夫 推進委員から意見はありませんか。

鈴木
推進委員　　特にありません。

議　　長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、ともに農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がりは、申請３については約3.7ヘクタール、申請４については約1.2ヘクタールです。農地区分は第２種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議　　長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議　　長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 採決は、申請ごとに行います。 申請３　売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議　　長	異議なしと認めます。よって申請３につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 続きまして、申請４ 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議　　長	異議なしと認めます。よって申請４につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 髙野寛 委員、ご苦労様でした。 日程第５　議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを上程します。 事務局に、議案の朗読、及び説明を求めます。
事 務 局 （小 幡）	【議案朗読】
事 務 局 （小山田）	日程第５ 議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを説明させていただきます。 配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画（案)」の２ページ

目の総括表を御覧ください。
内容につきましては、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者 20 名、筆数 55 筆、面積 102,686 ㎡となっております。これらの農地について農地中間管理機構から貸借権等の設定を受ける担い手数は 17 名となっております。公告年月日は令和８年 10 月 30 日を、効力発生日は令和８年 11 月１日と令和９年１月１日を予定しています。一覧表及び明細書につきましては、記載のとおりですので、各自でご覧ください。
今回の農用地利用集積等促進計画（案）について、全てを効率的に利用し耕作を行うこと、周辺農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することなど必要な要件を満たしていると考えています。
農業委員会の皆様におかれましては、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　　議案の朗読、及び説明が終わりました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

各 委 員　　【質問なし】

議　　長　　意見・質問がないようですので、採決を行います。
町から依頼がありました、議案第３号、農用地利用集積等促進計画（案）については、意見なしで回答することに異議ございませんか。

各 委 員　　【異議なし】

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第３号につきましては、意見なしで町へ回答することといたします。
ここでお諮りします。「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を追加日程第１　追加議案第１号として、審議することに異議ありませんか。

各 委 員　　【異議なし】

議　　長　　異議なしと認めます。よって追加日程第１　追加議案第１号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。暫時休憩いたします。

【休憩】

議　　長　　再開いたします。
追加日程第１　追加議案第１号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。
事務局に議案の朗読、及び、産業振興課農政係 川俣係長の説明を求めます。

事 務 局 （小 幡）	【議案朗読】
農政係 川俣係長	追加議案について説明させていただく前に、前回の総会で出たご質問にお答えしたいと思います。 今回も皆様のお手元にお配りさせていただきました地域計画、こちらとともに提示させていただいている地図が少し見にくいというお話をいただきました。こちらの図面につきましては、地域計画と同じタイミング、同じものとして、計画上策定されている目標地図と呼ばれるものになります。そのため、この本図面を変更するという意味合いで、この図面そのものを皆様にお示しする必要があるような形になっております。また、別の図面をさらに添付するということは可能ではありますが、添付したとしても解像度が上がった全く同じ内容の図面をもう１枚つけるような形になってしまいますので、大変申し訳ありませんが、こちらの図面を見ていただきまして、場所等がわからなければ、私の方でご説明させていただいて、場所の特定ができるようにご案内したいと思いますので、よろしくお願いいたします。また図面について、なるべくわかりやすくなるように公共機関等が近くにある場合は、黄色の文字で記載していますが、近くに公共機関等がない場合は記載できない場合もありますので、図面の場所の特定が難しい場合は、遠慮なく申し上げていただければと思いますので、よろしくお願いします。 ただいま上程されました追加議案について説明いたします。 このたび那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更の申出があったことに伴い、農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定に基づきまして、農業委員会に意見を求めるものです。 それでは、内容について説明させていただきます。 今回、２地区２件の変更申出書の提出がありました。 変更申出一覧の①についてですが、地域名は馬頭で地番、地目、面積につきましては記載のとおりであります。将来的には店舗併用住宅の建築を検討しているとのことです。本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。 次に変更申出一覧②についてですが、地域名は２区３区４区５区で地番、地目、面積等は記載のとおりです。将来的に作業場兼モデルハウスの設置を検討しているとのことです。本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことでした。 以上、２件について簡単にご説明させていただきましたが、お配りした変更申出一覧の次のページからは該当する地域の地域計画と目標地図を添付しております。 地域計画本文につきましては、更新年月日の欄と、区域内の農用地面積等の欄が変更となります。 目標地図につきましては、該当する筆の部分を赤色で示しております。 説明は以上です。 よろしくお願いいたします。
議　　長	議案の朗読、及び説明が終わりました。 それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【意見・質問なし】

議　　長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 町から依頼がありました、追加議案第１号　那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更については、意見なしで回答することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議　　長	異議なしと認めます。よって追加議案第１号につきましては、意見なしで回答することとします。 本日の付議事件につきましては以上です。 長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。 これにて閉会といたします。
事務局長	ご起立願います。　－礼－。
議　　長	ご苦労様でした。